

# パパの育休を応援します

新潟市内の中小企業等に勤務する男性労働者が、  
**連続する1か月以上の育児休業**を取得した場合、**20万円**の奨励金を支給します。

- **令和4年度からの変更点**
- ・奨励金の対象となる育児休業の期間が連続する「1か月以上」となりました。
  - ・事業主分の奨励金がなくなりました。
  - ・申請期限は育児休業取得後、1か月勤務した日から1か月以内となりました。

## ■ 支給要件

### ○労働者

- 1 新潟市に住所を有する男性であること
- 2 雇用保険の被保険者であること
- 3 新潟市内の事業所又は、新潟市に本社を置く企業の新潟市外の事業所に勤務し、右の要件を満たす事業主に雇用されている労働者であること。
- 4 養育する3歳未満の子に対して連続する1か月以上の育児休業を取得すること
- 5 上記4の育児休業を取得し、職場復帰後1か月以上勤務していること
- 6 育児休業に関する体験記を作成すること
- 7 市税の未納がないこと
- 8 市が行う啓発活動に協力すること
- 9 暴力団等、社会的に非難されるべき関係を有する者でないもの

### ○事業主 ※事業主も要件を満たす必要があります

- 1 新潟市内に本社又は事業所を有する、常用雇用者が300人以下の中小企業等
- 2 雇用保険の適用事業主であること
- 3 労働協約又は就業規則により育児休業制度を設けていること
- 4 「次世代育成支援対策推進法一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局へ届け出ており、当該計画を公表し労働者に周知させるための措置を講じていること。
- 5 労働者を対象に育児休業制度の周知及び育児休業に関する体験記の共有を行うこと
- 6 市が行う啓発活動に協力すること
- 7 暴力団等、社会的に非難されるべき関係を有する者でないもの

## ■ 必要書類 ※申請は育児休業取得後、1か月勤務した日から1か月以内に、下記書類を提出してください。

- 1 奨励金支給申請書兼実績報告書（別記様式第1号）
- 2 雇用保険被保険者証の写し
- 3 住民票や母子健康手帳の写し等新潟市に住所を有すること及び親子関係を証明できるもの
- 4 育児休業申出書の写し
- 5 出勤簿の写し等、育児休業取得状況及び職場復帰して1か月经過したことが確認できるもの
- 6 育児休業に関する体験記（別記様式第2号）
- 7 納税証明書（新潟市制度用）
- 8 育児休業取得に関する報告書（別記様式第3号 事業主用）及び添付書類



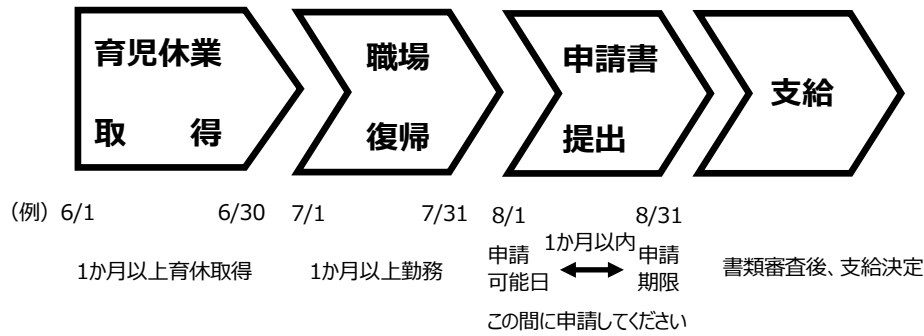
申請書のダウンロードなど、  
詳細は市ホームページでご確認ください。

新潟市 男性の育休奨励金



# ■ 育児休業取得から奨励金支給までの流れ

例えば、6月1日から6月30日までの育児休業を取得する場合の日数の数え方は次のようになります。



6月							7月							8月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4					1	2			1	2	3	4	5	6
5	6	7	8	9	10	11	3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12	13
12	13	14	15	16	17	18	10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20
19	20	21	22	23	24	25	17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27
26	27	28	29	30			24	25	26	27	28	29	30	28	29	30	31			
							31													

## ◆ 「職場復帰から1か月以上勤務していること」の数え方

職場復帰日：7月1日…1か月後の8月1日にこの要件を満たします。

## ◆ 申請書提出「職場復帰して1か月经過した日から1か月以内」の数え方

職場復帰して1か月经過した日の8月1日から1か月後の8月31日まで申請可能です。

※申請できる期間は1か月しかありませんのでご注意ください。

## ◆ 「連続する1か月以上の育児休業」の数え方

例1) 6月1日から育児休業を開始した場合

→6月30日まで休業すれば要件を満たします(職場復帰7月1日)

※1か月に公休日が含まれていても構いません。

例2) ある月の24日から育児休業を開始した場合

→翌月の23日まで休業することが必要です。

例3) 2023年2月1日から育児休業を取得した場合

→2月28日まで休業することが必要です。

## ■ 問合せ 申請先

新潟市市民生活部男女共同参画課 TEL : 025-226-1061 FAX: 025-228-2230  
〒951-8550 新潟市中央区学校町通1-602-1 (市役所本館2階)